

事務連絡
令和元年5月23日

都道府県
各 精神保健福祉主管課（部） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正に伴う費用徴収の運用について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第31条に基づく措置入院の費用徴収額の認定基準については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日付け厚生省健医発189号事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により示しているところですが、今般、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について」（令和元年5月23日付け厚生労働省発障0523第1号事務次官通知）において、その認定の基礎を所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する所得税額から、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条に規定する市町村民税所得割の額に改正したところです。

これを踏まえた実務上の取扱いについては下記のとおりですので、各都道府県においては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

第1 費用徴収額の認定について

措置入院の費用徴収に当たっては、令和元年6月の算定分から、市町村民税所得割の額により算定することとなるが、市町村民税所得割の額の把握に当たって、市町村等に課税情報を照会する際には、原則行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき照会すること。

なお、照会に際しては、以下の取扱いが可能となる。

- (1) 措置入院者並びにその配偶者及び措置入院者と生計と一にする絶対的扶養義務者から課税情報を照会するための同意を取る必要はないこと（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律（平成30年法律第66号）第9条による一部改正後の精神保健福祉法が施行されることに伴うもの）。
- (2) 措置入院者並びにその配偶者及び措置入院者と生計と一にする絶対的扶養義務者の個人番号については、番号法第14条第2項の規定により、住民基本台帳ネットワークを用いて取得すること。

第2 地方税法によらない市町村民税所得割の額の算定方法について

費用徴収額の認定に当たっては、市町村民税所得割に基づいて所得の確認を行うこととされているが、一部地方税法によらない算定方法について定めるところである。これについての具体的な算定方法は以下のとおりとすること。

1. 年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の算定について

費用徴収額の認定に当たって用いる市町村民税所得割の額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る）及び特定扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る）に関する控除がなされた場合と同様のものとなるように事務次官通知に規定したところである。

市町村民税所得割の額の算定に当たっては、別添1の旧税額計算シートを参考に、扶養控除見直し前の旧税額を計算することにより、扶養控除の見直しによる影響を生じさせないよう対応すること。

なお、旧税額計算シートでは、上場株式の配当等申告分離課税所得がある場合、税率がその他の総合課税所得と異なるため、正確な旧税額が計算できない場合があるが、このようなケースは極めて少数であると考えられるため、旧税額計算シートの設計においては考慮していない。また、調整控除についても考慮していないことから、必要に応じて対応をお願いする。

2. 道府県から指定都市への税源移譲に係る算定について

地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）の一部の施行に伴い、道府県から指定都市へ、地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率 2%相当分が税源移譲されることとなった。これにより、指定都市に住所を有することで税源移譲後の税率が適用される者については、費用徴収額の認定に当たって、指定都市以外の市町村に住所を有する者と所得が同じにもかかわらず、指定都市に住所を有する者のみが費用徴収される可能性が生じるため、指定都市に住所を有する者に係る市町村民税所得割の額を算定する場合には、これらの者を、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、税源移譲前の標準課税率により算定することとなること。

なお、指定都市に住所を有する者に関し、税源移譲前の標準税率により算定した市町村民税所得割の額については、当面の間、情報提供ネットワークシステムから取得することが可能であるほか、課税証明書により提供されることとなっている。

3. 寡婦控除等のみなし適用について

費用徴収額の認定に当たっては、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫とみなして、別添 2 のフローチャートを参考に、控除を行うこと。

ただし、地方税法を読み替えた場合における「現に婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、市町村民税所得割の額の算定に係る所得を計算する対象となる年の 12 月 31 日時点において、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとし、寡婦控除等のみなし適用の対象には含まない。

なお、寡婦控除等のみなし適用に係る手続きについては、申告書や戸籍全部事項証明書等を提出させること等の方法が考えられる。

第 3 経過措置について

別添 3 のフローチャートを参考に、適用日に現に入院中の者で、今まで費用徴収されていなかった者について、改正後の事務次官通知による認定基準に基づいて認定した際に、新たに費用徴収されることとなる場合においては、当該者の同意を得た上で税務署に所得税の課税情報について照会を行い、改正前の事務次官通知による認定基準に基づき認定を行うこと。ただし、改正前の事務次官通知による認定基準に基づき認定を行った場合においても、費用徴収されることとなる者については、次回認定からは改正後の事務次官通知による認定基準の

みに基づいて認定することとする。

なお、当該経過措置は、その者が退院するまでの間に限るものとする。